

○新十津川町奨学金等貸付条例

平成10年9月17日条例第41号

改正

平成20年3月28日条例第1号

平成26年3月26日条例第3号

平成27年12月18日条例第28号

新十津川町奨学金等貸付条例

新十津川町奨学金等貸付条例（昭和52年新十津川町条例第10号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、経済的理由により修学困難な者に対して学資の貸付けを行うことにより、教育の機会均等を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）奨学生 本町から学資の貸付けを受ける者をいう。

（2）奨学金等 奨学金又は入学金として貸し付ける学資金をいう。

（奨学生の資格）

第3条 奨学生は、本町の町民の子弟であつて、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

（1）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める高等学校、大学（同法第108条第2項の大学（以下「短期大学」という。）を含む。）、高等専門学校又は同法第124条に定める専修学校（以下「専修学校」という。）若しくは同法第134条に定める各種学校（修業期間が1年未満のものを除く。以下「各種学校」という。）に在学し、若しくは入学する者。ただし、前条第2号の規定による入学金の貸付けにおいては、在学する者及び高等学校に入学する者を除く。

（2）学資の支弁が困難であること。

（3）心身共に健全であること。

（4）学業成績優秀であり、かつ、品行方正であること。

（奨学生の選定）

第4条 奨学生は、その在学する、又は在学した学校長の推薦により、町長が決定する。

（奨学金の額）

第5条 奨学金の額は、次の区分により町長が決定する。

（1）高等学校の奨学生に対しては、月額1万円以内

（2）大学（短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校又は各種学校の奨学生に対しては、月額4万円以内

2 学術研究に適すると認められる者又は町長が特に必要があると認める者に対しては、前項の金額を超えて奨学金を貸し付けることができる。

（入学金の額）

第6条 入学金の額は、28万円以内で町長が決定する。

（奨学金等の交付）

第7条 奨学金等の交付は、次の区分により保護者又は奨学生に対して行う。

(1) 奨学金は、毎月又は一定期間分まとめて交付する。

(2) 入学金は、入学したときにその全額を交付する。

2 奨学金を交付する期間は、当該奨学生が在学する学校の正規の修業期間とする。

(奨学金の交付の休止)

第8条 奨学生が休学した場合は、その期間奨学金の交付を休止する。

(奨学金の交付の停止)

第9条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の交付を停止する。

(1) 第3条に規定する奨学生の資格を喪失したとき。

(2) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。

(3) その他奨学生として適当でない町長が認めたとき。

2 保護者又は奨学生は、いつでも奨学金の交付の辞退を申し出ることができる。

(償還方法)

第10条 奨学金の償還は、貸付期間終了の日の属する月の翌月から起算して1年を経過した後、高等学校の奨学生にあつては5年以内、短期大学、専修学校又は各種学校の奨学生にあつては7年以内、大学（短期大学を除く。）又は高等専門学校の奨学生にあつては10年以内において、町長の定めるところにより行うものとする。

2 入学金の償還は、学業期間終了の日の属する月の翌月から起算して1年を経過した後、短期大学、専修学校又は各種学校の奨学生にあつては7年以内、大学（短期大学を除く。）又は高等専門学校の奨学生にあつては10年以内において、町長の定めるところにより行うものとする。

3 町長は、奨学生が次の各号の一に該当するときは、前項の規定にかかわらず、奨学金等の全部又は一部について繰上償還を命ずることができる。

(1) 第9条第1項各号の規定に該当したとき。

(2) 奨学金等を貸付けの目的以外に使用したとき。

(3) 奨学金等の償還金の支払を怠ったとき。

(利息)

第11条 奨学金等は、無利息とする。

(督促、強制執行等)

第12条 新十津川町債権管理に関する条例(平成26年新十津川町条例第3号)の規定は、奨学金等の償還金を当該償還期間内に完納しない者に対する督促、遅延損害金の徴収、強制執行等について適用する。

(償還の猶予)

第13条 町長は、奨学生が特別の理由により奨学金等の償還が困難であると認められるときは、その償還を猶予することができる。

(償還金の減免)

第14条 町長は、奨学生が死亡、傷病その他やむを得ない理由により奨学金等の償還が不可能であると認められるときは、奨学金等の償還金（延滞金があるときは、当該延滞金を含む。）の全部又は一部を免除することができる。

(奨学生の義務)

第15条 奨学生は、その在学する学校長を経て、毎学年末の学業証明を町長に提出しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の新十津川町奨学金等貸付条例の規定による奨学生及び奨学生であった者に対する奨学金等の貸付額及び償還方法については、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月28日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月26日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成27年12月18日条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の新十津川町奨学金等貸付条例の規定による奨学生及び奨学生であった者に対する奨学金等の額及び償還方法については、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。